

令和5年11月定例会

総務委員会説明資料
(その 2)

政策創造部

目 次

提出予定案件	3
1 一般会計予算	3
(1) 歳入歳出予算	3
ア 総括表	3
イ 課別主要事項説明	4
万博推進課	4
(2) 繰越明許費	5
2 その他の議案等	6
(1) 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	6

1 一般会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源						県 債	
				国支出金	使用料 手数料	寄附金	財産収入	繰入金	諸収入		
総 合 政 策 課	918,959		918,959	91,648			270	1,242	5,109	10,000	810,690
万 博 推 進 課	328,404	30,000	358,404	35,750				25,000			(30,000) 297,654
統 計 デ ー タ 課	287,830		287,830	248,504							39,326
東 京 本 部	212,318		212,318	5,000			1,032				206,286
関 西 本 部	246,529		246,529	5,500			1,654	10,000	1,127		228,248
県立総合大学校本部	325,716		325,716	13,100			249	80,210	510		231,647
地 方 創 生 局	3,885,192		3,885,192	1,067,679	50			10,500	630,184		2,176,779
計	6,204,948	30,000	6,234,948	1,467,181	50	0	3,205	126,952	636,930	10,000	(30,000) 3,990,630

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

万博推進課

一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
企 画 総 務 費	120,020		120,020	
計 画 調 査 費	206,192	30,000	236,192	① 広域交流連携推進費 (30,000) ア ① 「徳島パビリオン」実施設計・運営推進事業 15,000 イ ① 「徳島パビリオン」映像コンテンツ制作事業 15,000
商 業 総 務 費	2,192		2,192	
万博推進課 合 計	328,404	30,000	358,404	

(2) 繰越明許費

一般会計

追加

(単位：千円)

課名	事業名	予算額	年度内執行予定額	翌年度繰越予定額	繰越理由
万博推進課	広域交流連携推進費	105,712	75,712	30,000	計画に関する諸条件による。
合	計	105,712	75,712	30,000	

2 その他の議案等

(1) 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

ア 改正の理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。

イ 改正の概要

関西広域連合の広域事務のうち、2分野に参加している奈良県から全分野への参加について依頼があったこと、並びに、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」の一部改正により、外客来訪促進計画に関する事務の規定整備が必要なことから、所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

(ア) この規約は、広域連合長が規則で定める日から施行する。

(イ) 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、総務大臣の許可のあった日から、次に掲げる事務（奈良県に係るものに限る。次項において「特定事務」という。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

a 改正後の関西広域連合規約（次号及び次項において「新規約」という。）第4条第1項第1号に掲げる事務（同号アに掲げる計画のうち同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する部分に係るものに限る。）

b 新規約第4条第1項第4号から第8号までに掲げる事務

(ウ) 広域連合長が規則で定める日までの間における特定事務に係る経費の負担については、新規約第20条及び別表の規定により難しい場合は、関係団体で協議して定める。